

## ◆障がい者の場合

養護者から虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」といいます。）により、速やかに、市町に通報する義務があります。

なお、配偶者からの身体的暴力については、DV防止法でも、配偶者暴力相談支援センターや警察官への通報が努力義務となっていますので、いずれかの方法により対応をお願いします。

（注）障害者虐待防止法では、「養護者」とは障がい者を現に養護する者であって障がい者福祉施設従事者等以外のものを言います。

\* DV防止法における第三者からの通報は、身体的暴力に限られますが、夫婦のプライバシーの保護に配慮し、被害者の意思を尊重してください。

また、通報しない場合は、相談機関の連絡先等の情報提供をお願いします。

\* 通報した方の秘密は堅く守られますし、通報は、守秘義務違反とはなりません。

\* 緊急を要する場合は、被害者の同意の有無にかかわらず警察等に通報してください。

### 情報提供について

被害者が、自らの意思に基づき関係機関を適切に利用できるように、配偶者暴力相談支援センターや警察等の相談機関の業務内容及び連絡先等の情報提供をお願いします。



## 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために、DV防止法に基づいて設置された施設です。

愛媛県では、現在、**愛媛県福祉総合支援センター**と**愛媛県男女共同参画センター**及び**新居浜市配偶者暴力相談支援センター**の3か所が配偶者暴力相談支援センターに指定されて、次の業務を行っています。

なお、配偶者暴力相談支援センターでは、身体的暴力に限らず、精神的暴力やその他さまざまな暴力に関する相談も受け付けています。



### 配偶者暴力相談支援センターの業務

- ・ 被害者に関する各般の問題についての相談及びその他相談機関等の紹介
  - ・ 被害者の心身の健康を回復させるためのカウンセリング
  - ・ 被害者及びその同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
  - ・ 自立して生活することを促すための就業、住宅等の情報提供、関係機関との連絡調整その他の援助
  - ・ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
  - ・ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 等
- （相談無料、秘密厳守、匿名相談可）